

クリーニング所開設の手引き

長崎県西彼保健所

担当：衛生環境課 食品薬務班

〒852-8061

長崎市滑石1丁目9-5

TEL 095(856)0693

FAX 095(856)0692

目次

はじめに	1
1 クリーニング所開設までの流れ	2
2 クリーニング所の基準	3
3 クリーニング所開設手続きについて	9
4 開設後の届出等について	10

【略語】

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）	法
クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）	政令
クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）	省令
長崎県クリーニング業法施行条例（平成14年長崎県条例第54号）	条例
クリーニング業法施行細則（昭和33年長崎県規則第43号）	細則

【改訂履歴】

令和3年1月29日 初版
令和3年5月 7日 第2版



はじめに

クリーニング所を開設するときは、事前に保健所に届出を行い、施設がクリーニング業法等で定められている構造設備の基準に適合することの検査確認を受ける必要があります。検査確認を受けなければクリーニング所を営業することはできません。

なお、クリーニング所を開設しないで、車両を用いて洗たく物の受取及び引渡しを行う形態の店舗(無店舗取次店)については、検査確認を受ける必要はありませんが、営業を開始する前に届出を行う必要があります。

1 クリーニング業とは

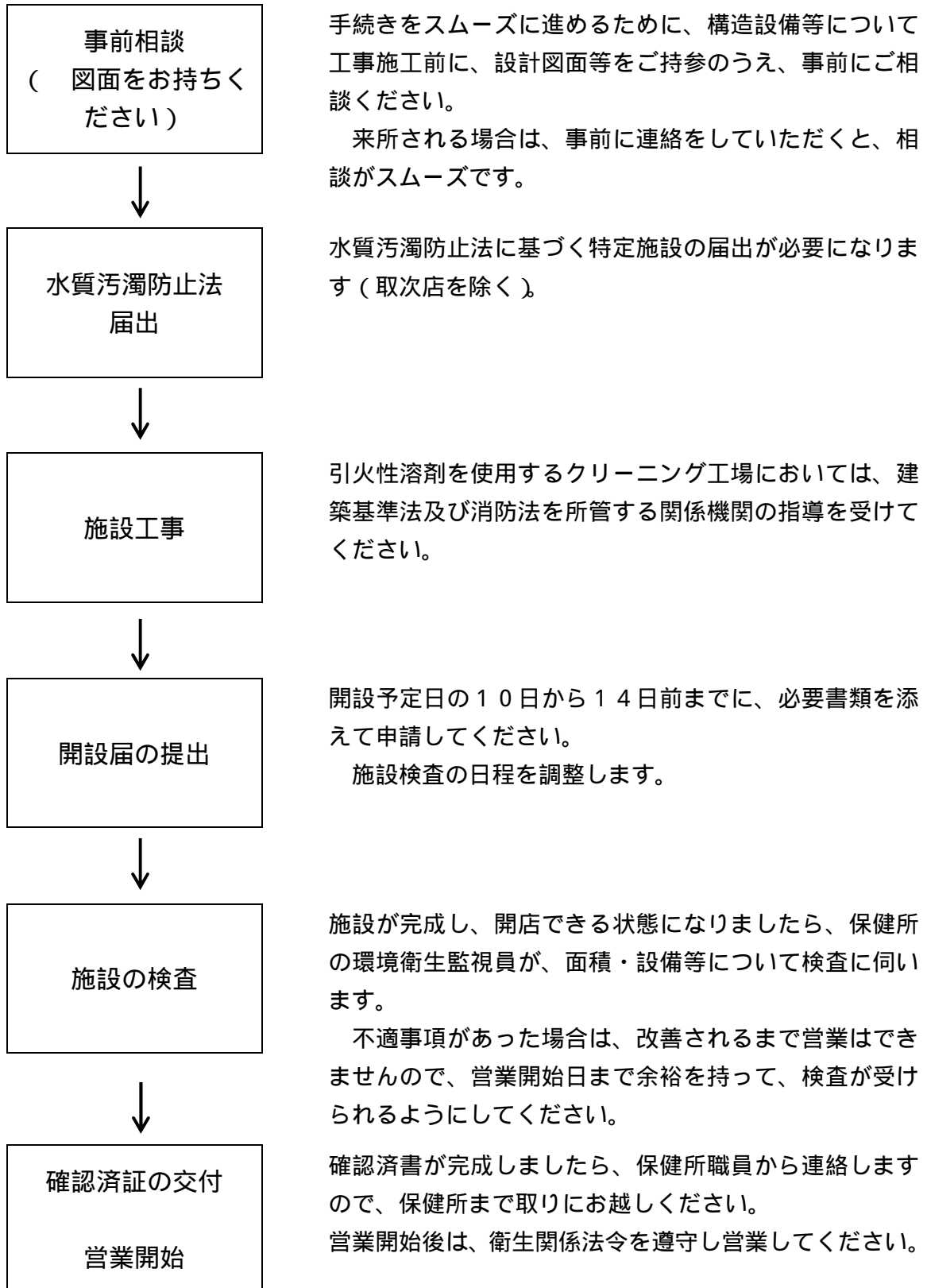
クリーニング業とは、「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること(繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。)を営業とすること」と定義されているため、衣類のみでなく、シーツやカーテン、絨毯、床マット、おしぼり、化学雑巾、モップ等の洗たくもクリーニング業の対象となります。なお、原型のまま洗たくすることがクリーニング業の要件となっているので、着物の洗い張りのようなものは含まれません。

また、クリーニング行為には水洗いやドライクリーニングのみでなく、受取、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡等といった一連の行為も含まれ、このような行為を一部だけを行う場合も、検査確認を受ける必要があります。

2 クリーニング所について

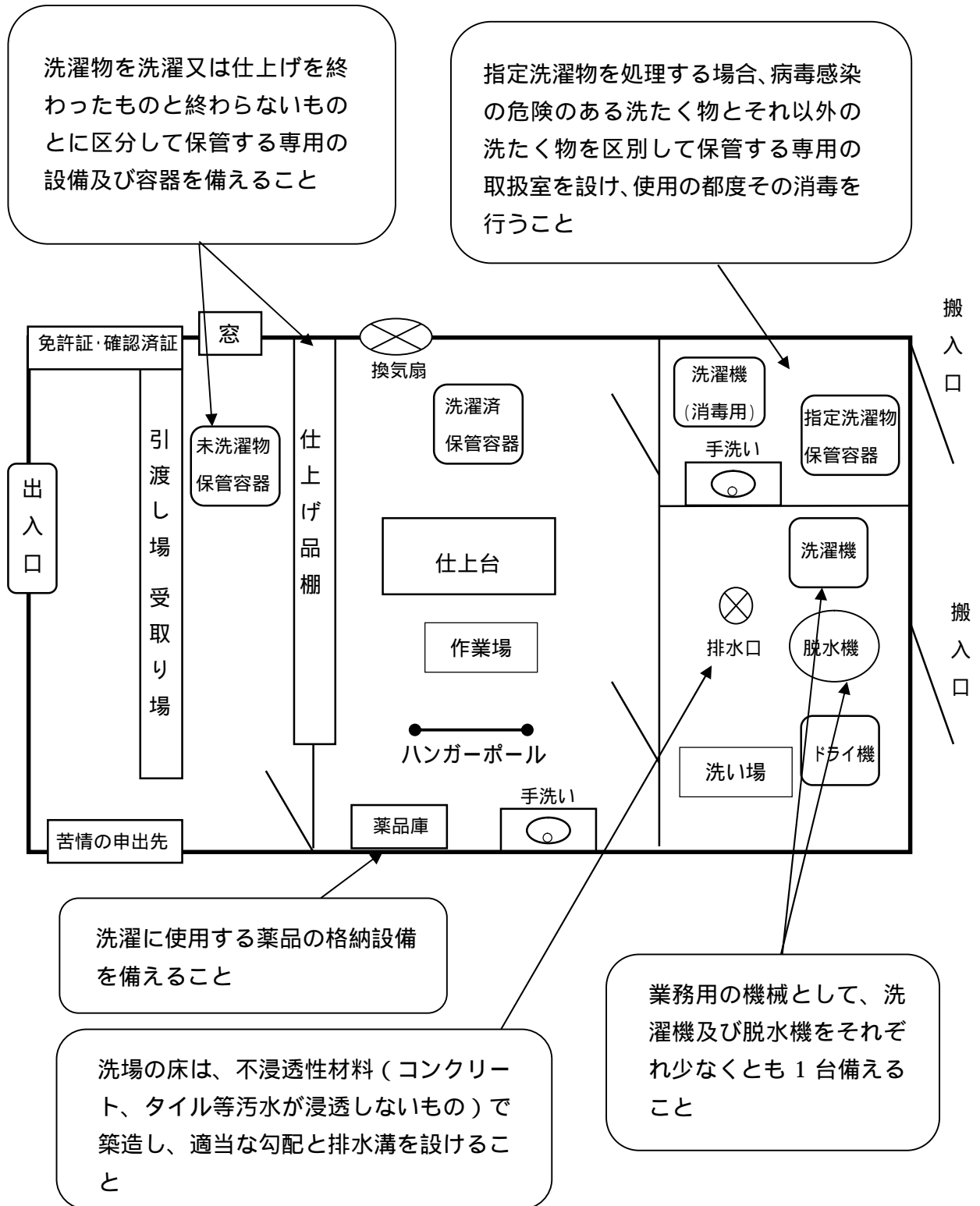
クリーニング所は、一般クリーニング所と洗たく物の処理をせず受取及び引渡しのみを行う取次所があり、一般クリーニング所には、クリーニング師を設置する必要があります。

1 クリーニング所開設までの流れ

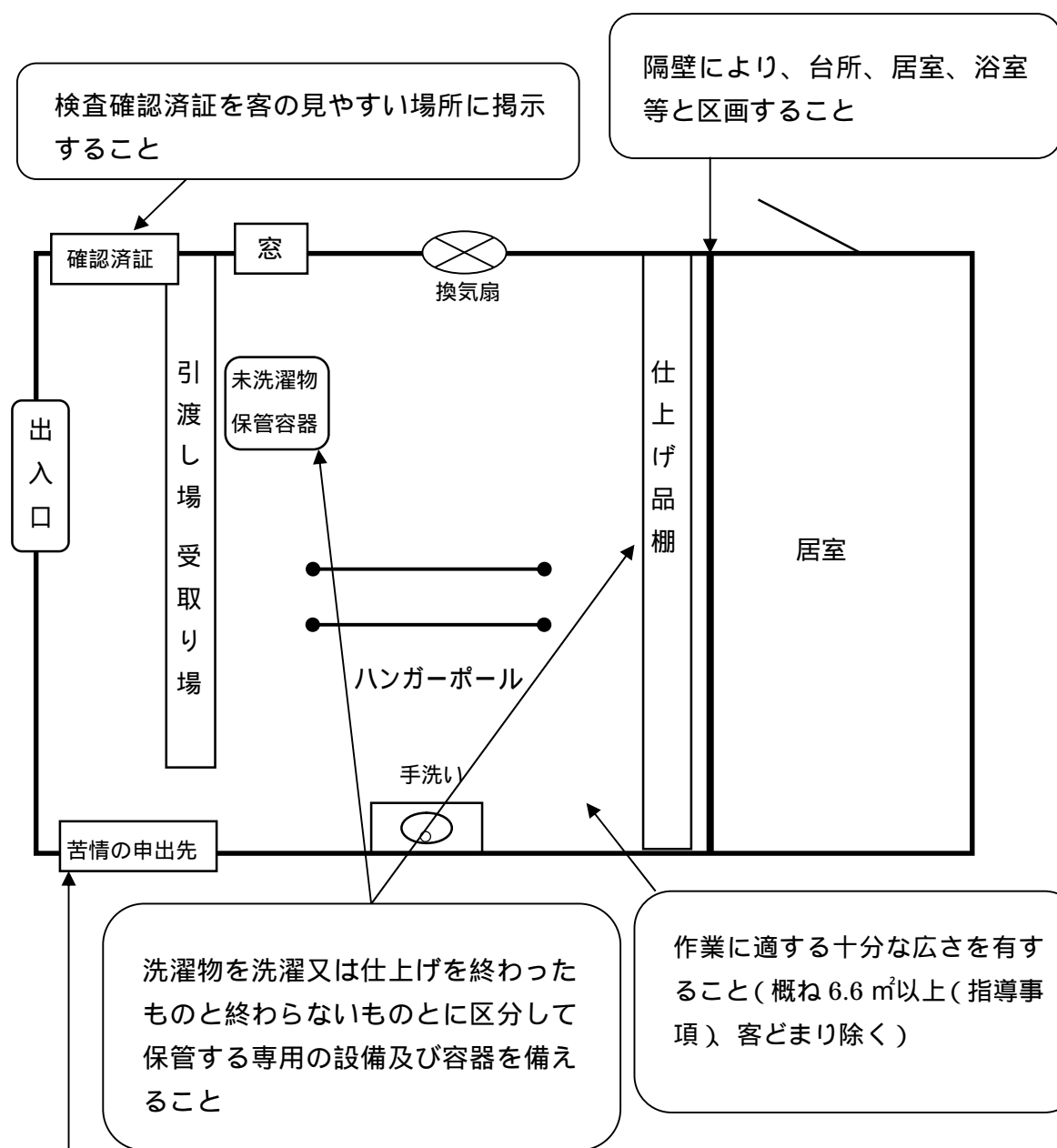


2 クリーニング所の基準

1) クリーニング所（一般）の構造設備概要（例）



2) クリーニング所（取次店）の構造設備概要（例）



苦情の申出先の明示について

クリーニング業法第3条の2の規定により、クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店舗に掲示しておくとともに、洗濯物の受取等時に、これらの事項を記載した領収書等の書面を配布する必要があります。

3) クリーニング所の措置基準

項目	基準	根拠
全体		
清潔	施設及び車両並びに機械及び器具を清潔に保つこと	法第3条第3項第1号
	洗濯機、脱水機、洗濯物の保管設備、保管棚、集配容器等は、月1回以上消毒及びネズミ族、昆虫等の駆除を行うこと	条例第2条第7号
広さ	作業に適する十分な広さを有するものとし、隔壁により、台所、居室、浴室等と区画すること（取次店は三方区画以上であること：指導事項）	条例第2条第1号
作業環境	採光、照明及び換気を十分に行うことができる構造及び設備とすること	条例第2条第2号
排水溝	洗濯場及びその周辺の排水溝は、常に清掃し、排水に支障が生じないようにしておくこと	条例第2条第4号
確認済証等	クリーニング師免許証及び検査確認済証を客の見やすい場所に掲示すること	細則第12条
受取・引渡		
区分	洗濯又は仕上を終わったものと終わらないものに区分しておくこと	法第3条第3項第2号
容器	洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないもののに区分して保管する専用の設備及び容器を備えること	条例第2条第6号
洗濯（取次所を除く）		
機械	洗濯物の洗濯をするクリーニング所に、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えること。 （脱水機の機能を有する洗濯機を備える場合は、脱水機を別に備える必要はありません。）	法第3条第2項
区分	洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること	法第3条第3項第3号
床	洗場の床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの）で築造し、適当な勾配と排水溝を設けること	法第3条第3項第4号

内壁	洗濯場の内壁は、床面から少なくとも1m以上の高さまで不透水性材料又は板張りで覆うこと	条例第2条第3号
指定洗濯物	指定洗濯物を洗濯するときは、その前に消毒すること（消毒の効果を有する洗濯方法による場合を除く）	法第3条第3項第5号
薬品保管	洗濯に使用する薬品の格納設備を備えること	条例第2条第8号
テトラクロロエチレン	有機溶剤（テトラクロロエチレン又は1・1・1-トリクロロエタン、以下「テトラクロロエチレン等」という）を使用する場合には、その使用にあたり適切な措置を講じること	条例第2条第11号
広さ	洗濯場の広さは9㎡以上とすること	細則第2条第1項
仕上（取次所を除く）		
床	仕上場の床は、耐水材料又は板張りとする	条例第2条第5号
容器	洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないもののに区分して保管する専用の設備及び容器を備えること	条例第2条第6号
作業衣	仕上げ作業は、清潔な衣服を着用して行うこと	条例第2条第9号
広さ	仕上場の広さは9㎡以上とすること	細則第2条第1項
従事者等		
クリーニング師	施設ごとに、1人以上のクリーニング師を置くこと（取次所を除く）	法第4条
感染性疾病	営業者またはその使用人で、洗濯物の処理または受取り及び引渡しの業務に従事する者が感染性の疾病にかかった場合及び当該疾病が治癒した場合は、医師の診断書を添えて知事に届け出ること	条例第2条第10号
クリーニング師の研修	クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に法第8条の2の規定による研修（以下「研修」という）を受けるとともに、その後3年を超えない期間ごとに研修を受けるとともに	法第8条の2 規則第10条の2
業務従事者の講習	営業者は、営業開始から1年以内に、業務従事者の1/5（端数切り上げ）に法第8条の3の規定による講習（以下「講習」という）を受けさせること また、その後3年を超えない期間ごとに講習を受けさせること	法第8条の3 規則第10条の3

テトラクロロエチレン等を使用する場合

貯蔵場所	テトラクロロエチレン等の貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること	細則第2条第3号ア
貯蔵用容器	テトラクロロエチレン等の貯蔵用容器は、密閉することができ、かつ、耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製によるものとし、地上に設置すること	細則第2条第3号イ
廃液処理装置	ドライクリーニング機械から排出されるテトラクロロエチレン等を含む水を処理するための適切な排液処理装置を設置すること（第三者に委託して処理を行う場合を除く。）	細則第2条第3号ウ
蒸気回収装置	テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械の処理能力の合計が30kg以上である場合及び1・1・1 トリクロロエタンを使用するドライクリーニング機械の処理能力の合計が20kg以上である場合には、脱臭時に排出するテトラクロロエチレン等を回収するための溶剤蒸気回収装置を設置すること	細則第2条第3号エ
汚染物の保管等	使用済みの蒸留残法物、カートリッジフィルター、活性炭等のテトラクロロエチレン等を含む汚染物の保管場所及び保管容器は、上記の規定に準じること	細則第2条第3号オ

指定洗濯物を取り扱う場合

取扱い 室の設置	作業場には、病毒感染の危険のある洗たく物とそれ以外の洗たく物を区別して保管する専用の取扱室を設け、使用の都度その消毒を行うこと	細則第2条第2号ア
消毒室 の設置	作業場には、消毒室を設け、消毒に必要な器具を備え、常に使用可能な状態にしておくこと	細則第2条第2号イ
集配容 器の設 置	病毒感染の危険のある洗たく物の集配には、密閉できる専用の集配容器を使用し、その都度その消毒を行うこと	細則第2条第2号ウ

指定洗濯物とは

指定洗濯物とは、次のいずれかに該当するものであって、クリーニング業者に引き渡される前に消毒されていないものを指します。(クリーニング業法施行細則第1条) なお、指定洗濯物は、洗濯前に消毒する必要がありますが、消毒効果を有す方法によって洗濯を行う場合は、消毒をしなくてもよいです。

伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの。
伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
おむつ、パンツその他これらに類するもの
手拭い、タオルその他これらに類するもの
病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他、これに類するもの

消毒方法について、詳しくは
「クリーニング所における衛生管理要領(昭和57年3月31日付環指第48号)」
をご確認ください。

3 クリーニング所開設手続きについて

(1) 提出書類

クリーニング所開設届(様式第1号の2)

平面図

付近100m以内の見取図

クリーニング師免許証

- ・免許証は、原本を確認します。

営業者及び従事者名簿

- ・住所、氏名、生年月日を記入すること。任意の様式で可。

<開設者が法人の場合>

定款、寄付行為の写し又は登記簿謄本

<他にクリーニング所等を開設している場合>

クリーニング所にあつては名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあつては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

(2) 手数料

- ・ 16,000円(長崎県収入証紙)

4 開設後の届出等について

開設届出事項を変更した場合

- 変更後、速やかに保健所に変更届を提出してください。
 - (1) 構造設備を変更する場合
 - クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届（様式第2号）
 - 新旧の平面図
 - ・設備の増設、改装増築等、当初開設時に検査確認を受けた構造設備を変更する場合に届出が必要となります。
 - ・内容によっては、新規での開設届が必要な場合や水質汚濁防止法に基づく届出が必要になることがありますので、事前に保健所へご相談ください。
 - (2) クリーニング師を新たに採用した場合
 - クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届（様式第2号）
 - クリーニング師免許証
 - (3) クリーニング師が退職した場合
 - クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届（様式第2号）
 - (4) 従業者数を変更した場合
 - クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届（様式第2号）
 - (5) 氏名、住所を変更した場合（法人の場合は、法人名、事務所所在地）
 - クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届（様式第2号）
 - ・この場合の氏名の変更とは、改姓、改名した場合のことです。別の者に店舗を譲り渡したり、法人化したり、店舗自体が何も変わらなくても経営主体が別人格になる場合は、新規の開設届が必要となります。
 - ・法人の場合は、定款、寄付行為の写し又は登記簿謄本を添付してください。
 - (6) 名称を変更した場合
 - クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届（様式第2号）

クリーニング所を廃止した場合

- 廃止後、速やかに保健所に廃止届を提出してください。

クリーニング所・無店舗取次店営業廃止届（様式第3号）
検査確認済証（原本）

- ・ 検査確認済証を紛失した場合は、紛失届を添付してください。

クリーニング所を承継した場合

- 承継後、遅滞なく、保健所に届出書を提出してください。
2部提出してください。

（1）地位を相続により承継した場合

クリーニング所・無店舗取次店承継（相続）届出書（様式第3号の2）
戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（被相続人、相続人が確認できる内容であること）
相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

（2）地位を合併により承継した場合

クリーニング所・無店舗取次店承継（合併）届出書（様式第3号の3）
合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

（3）地位を分割により承継した場合

クリーニング所・無店舗取次店承継（分割）届出書（様式第3号の4）
分割により承継された法人の登記事項証明書

検査確認済証の書換えを希望する場合

検査確認済証明書交付申請書（長崎県収入証紙400円）
検査確認済証（原本）

樣 式

様式第1号の2(第3条関係)

クリーニング所開設届

年 月 日

保 健 所 長 様

営業者 住 所 (法人にあっては、所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

施設の名称		電話番号	
施設所在地			
開設予定 年 月 日	年 月 日	構造設備の概要	別紙のとおり
営 業 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
管 理 人	本 籍		
	住 所		
	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
営 業 形 態	1 洗濯物を処理することを業とするもの 2 洗濯物の貸与回収を業とするもの 3 病毒伝染の危険のある洗濯物を処理することを業とするもの 4 受取り及び引渡しのみを行うことを業とするもの		
	ク リ ー ニ ン グ 師		
本 籍			
住 所			
氏 名			
生年月日			
登録番号			
従 事 者 数			
委 託 病 院 名			
洗濯物の貸与回収を業とするもの にあっては、貸与する品名			
特 記 事 項			

- 添付書類
- 1 構造設備の概要を示した平面図及び付近100メートル以内の見取図
 - 2 営業者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記簿謄本
 - 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所にあつては名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあつては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

クリーニング所・無店舗取次店営業 廃止届

年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 住 所（法人にあっては、所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及
び代表者氏名）

下記のとおり、（クリーニング所・無店舗取次店）を廃止しましたので、クリーニング
業法第5条第3項の規定により届け出ます。

施設の名称			
施設所在地			
営業者氏名		営業者と 届出者の	
営業者電話番号			
廃止の理由			
廃止年月日	年 月 日		
特記事項			

添付書類 クリーニング所にあつては、開設検査確認済証

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあつては、業務用車両の自動車登録
番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

許 可 指 令 書

紛 失 届

検 査 確 認 済 証

年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 住 所
氏 名

下記 許 可 指 令 書 検 査 確 認 済 証 を紛失いたしましたので、届け出ます。

記

申請者	氏名			
	住所			
名 称				
所在地				
業 種			種 別	
許可番号及び 許可年月日		第 号	年 月 日	
理 由				

様式第3号の2（第3条の2関係）

クリーニング所・無店舗取次店承継 （相続）届出書

年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 氏 名

次のとおり相続により営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	被相続人との続柄	
被相続人	氏 名			
	住 所			
相続開始の年月日		年 月 日		
ク リ ー ニ ン グ 所 又 は 無 店 舗 取 次 店	名 称		電話番号	
	所 在 地			
添 付 書 類	1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所にあつては名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあつては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類			

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあつては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

クリーニング所・無店舗取次店承継 （合併）届出書

年 月 日

保 健 所 長 様

法人の名称
届出者
代表者氏名

次のとおり合併により営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名			
合併により消滅した法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名			
合 併 の 年 月 日		年 月 日		
クリーニング所 又は無店舗取次店	名 称			電話番号
	所 在 地			
添付書類	1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所にあつては名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあつては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類			

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあつては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

クリーニング所・無店舗取次店承継 （分割）届出書

年 月 日

保 健 所 長 様

法人の名称

届出者

代表者氏名

次のとおり分割により営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届 出 者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名			
分 割 前 の 法 人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名			
分 割 の 年 月 日		年 月 日		
ク リ ー ニ ン グ 所 又 は 無 店 舗 取 次 店	名 称		電 話 番 号	
	所 在 地			
添 付 書 類	1 分割により承継された法人の登記簿謄本 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所にあつては名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあつては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類			

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあつては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

クリーニング所営業者相続同意証明書

年 月 日

保健所長 様

証明者 住所

氏名

次のとおりクリーニング所の開設者について、相続がありましたことを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 被相続人の氏名及び住所
- 4 開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

年 月 日

検査確認済証明書交付申請書

保健所長 様

下記により、（理容所・美容所・クリーニング所）検査確認済証明書の交付を申請します

住所 （法人にあっては、所在地）

開設者

氏名 （法人にあっては、名称及び
代表者氏名）

記

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 営業所の名称
並びに所在地
- 4 検査確認年月日
- 5 申請の理由

長崎県手数料条例の規定により、400円の県収入証紙を添付して下さい。

条 文

長崎県クリーニング業法施行条例（平成 14 年 12 月 20 日長崎県条例第 54 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 3 条第 3 項第 6 号の規定に基づき、営業者が講ずべき措置について定めるものとする。

（講ずべき措置）

第 2 条 営業者が講ずべき措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、作業に適する十分な広さを有するものとし、隔壁により、台所、居室、浴室等と区画すること。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合は、この限りでない。
- (2) クリーニング所は、採光、照明及び換気を十分に行うことができる構造及び設備とすること。
- (3) 洗たく場の内壁は、床面から少なくとも 1メートル以上の高さまで不浸透性材料又は板張りで覆うこと。
- (4) 洗たく場及びその周辺の排水溝は、常に清掃し、排水に支障が生じないようにしておくこと。
- (5) 仕上場の床は、耐水材料又は板張りとする。
- (6) 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものとに区分して保管する専用の設備及び容器を備えること。
- (7) 洗たく機、脱水機、洗たく物の保管設備、保管棚、集配容器等は、月 1 回以上消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行うこと。
- (8) 洗たくに使用する薬品の格納設備を備えること。
- (9) 仕上げ作業は、清潔な衣服を着用して行うこと。
- (10) 営業者又はその使用人で、洗たく物の処理又は受取り及び引渡しの業務に従事する者が感染性の疾病にかかった場合及び当該疾病が治癒した場合は、医師の診断書を添えて知事に届け出ること。
- (11) 有機溶剤を使用する場合においては、その使用にあたり適切な措置を講ずること。

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

クリーニング業法施行細則（昭和 33 年 8 月 1 日長崎県規則第 43 号）

（用語）

第 1 条 この規則において「法」とは、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）をいい、「政令」とは、クリーニング業法施行令（昭和 28 年政令第 233 号）をいい、「省令」とは、クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）をいい、「条例」とは、クリーニング業法施行条例（平成 14 年条例第 54 号）をいう。

（講ずべき措置）

第 2 条 条例第 2 条の講ずべき措置で規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 洗たく場及び仕上場の広さは、9 平方メートル以上とすること。
 - (2) 感染性の疾病を起こす病原体により汚染し、又は汚染のおそれのある洗たく物（以下「ウイルス感染の危険のある洗たく物」という。）を取り扱う場合に講じなければならない措置は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 作業場には、ウイルス感染の危険のある洗たく物とそれ以外の洗たく物を区別して保管する専用の取扱室を設け、使用の都度その消毒を行うこと。
 - イ 作業場には、消毒室を設け、消毒に必要な器具を備え、常に使用可能の状態にしておくこと。
 - ウ ウイルス感染の危険のある洗たく物の集配には、密閉できる専用の集配容器を使用し、その都度その消毒を行うこと。
 - (3) 条例第 2 条第 11 号の有機溶剤とは、テトラクロロエチレン又は 1・1・1 トリクロロエタン（以下「テトラクロロエチレン等」という。）をいうものとし、その使用にあたっては次に掲げる適切な措置を講ずること。
 - ア テトラクロロエチレン等の貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。
 - イ テトラクロロエチレン等の貯蔵用容器は、密閉することができ、かつ、耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製によるものとし、地上に設置すること。
 - ウ ドライクリーニング機械から排出されるテトラクロロエチレン等を含む水を処理するための適切な排水処理装置を設置すること（第三者に委託して処理を行う場合を除く。）
 - エ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械の処理能力の合計が 30 キログラム以上である場合及び 1・1・1 トリクロロエタンを使用するドライクリーニング機械の処理能力の合計が 20 キログラム以上である場合には、脱臭時に排出するテトラクロロエチレン等を回収するための溶剤蒸気回収装置を設置すること
 - オ 使用済みの蒸留残法物、カートリッジフィルター、活性炭等のテトラクロロエチレン等を含む汚染物の保管場所及び保管容器は、ア及びイの規定に準じること。
- 2 条例第 2 条第 10 号の規定による届出は、感染性疾患のり患及び治癒届（様式第 1 号）によるものとする。

（営業者の届出）

第 3 条 省令第 1 条の 3 第 1 項に規定する開設の届出は、クリーニング所開設届（様式第 1 号の 2）によるものとする。

- 2 省令第1条の3第2項に規定する営業の届出は、無店舗取次店営業届（様式第1号の3）によるものとする。
- 3 省令第1条の3第3項に規定する変更及び廃止の届出は、クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届（様式第2号）又はクリーニング所・無店舗取次店営業廃止届（様式第3号）によるものとする。

（地位の承継の届出）

第3条の2 省令第2条の2第1項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出は、クリーニング所・無店舗取次店承継（相続）届出書（様式第3号の2）によるものとする。

- 2 省令第2条の3第1項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出は、クリーニング所・無店舗取次店承継（合併）届出書（様式第3号の3）によるものとする。
- 3 省令第2条の4第1項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出は、クリーニング所・無店舗取次店承継（分割）届出書（様式第3号の4）によるものとする。

（開設検査確認）

第4条 知事は、法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査を行ない、その構造設備が法第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨を確認したときは、当該クリーニング所の開設者にクリーニング所開設検査確認済証（様式第4号）を交付する。

（略）

（免許証等の掲示）

第12条 クリーニング所には、クリーニング師免許証及びクリーニング所の検査確認済証を客の見やすい場所に掲示しなければならない。

（書類の経由）

第13条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事に提出する申請書その他の書類は、営業所又は住所地を管轄する保健所長（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する政令で定める市にあっては、当該市の保健所長とする。以下同じ。）を経由しなければならない。ただし、他の都道府県に住所を有する者が提出する書類にあっては、この限りでない。